

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年6月24日

高知県知事 濱田 省司 殿

## 提出者

住所 高知市仁井田1631番地8

氏名 株式会社 新創

代表取締役 小松 千代喜

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 088-802-5010



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	令和4~5年度 南国安芸道路西分高架橋下部A1外工事（他38件）
事業場の所在地	高知県安芸市赤野乙（高知市内を除く高知県内 他38件）
事業の種類	総合工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

## 産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	890.70 t	全処理委託量	890.70 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	優良認定処理業者への処理委託量	49.12 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	再生利用業者への処理委託量	841.58 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	認定熱回収業者への処理委託量	— t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : 廃プラスティック類 )

(産業廃棄物の種類 : 廃プラスティック類 )

有 備 物 量

不 要 物 等 発 生 量

不 要 物 等 発 生 量

排 出 量

① 22.0 t

自ら直接  
再生利用した量

② —

⑧ —

自ら直接埋立処分又は  
海洋投入処分した量

③ —

⑨ —

項 目

実 績 値

自ら中間処理  
した量

④ —

⑥ —

自ら中間処理を行った量

⑤ —

⑦ —

自ら中間処理により減  
量した量

—

—

自ら中間処理を行つた量

—

—

自ら中間処理を行つた量

—

—

自ら中間処理を行つた量

—

—

自ら中間処理した後  
再生利用した量

⑧ —

自ら中間処理した後  
再生利用した量

⑫ 12.9 t

⑪ のうち再生利用率  
業者への処理委託量

⑬ —

自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投げ処分した量

⑨ —

⑩ のうち熱回収認定  
業者への処理委託量

⑫ —

自ら中間処理した後  
直接及び自ら  
中間処理した後の  
処理委託量

⑩ 22.0 t

⑪ のうち熱回収認定  
業者以外の  
熱回収を行う業者  
への処理委託量

⑫ —

自ら中間処理した後  
優良認定の  
処理業者への  
処理委託量

⑪ 9.1 t

⑫ 再生利用率  
委託量

⑬ 热回収認定業者への処  
理委託量

—

⑭ 热回収認定業者以外の  
热回収を行う業者  
への処理委託量

—

自ら中間処理した後  
海洋投げ処分した量

⑩ —

⑪ のうち熱回収認定  
業者への処理委託量

⑫ —

自ら中間処理した後  
直接及び自ら  
中間処理した後の  
処理委託量

⑩ 22.0 t

⑪ のうち熱回収認定  
業者への  
処理委託量

⑫ —

自ら中間処理した後  
優良認定の  
処理業者への  
処理委託量

⑪ 9.1 t

⑫ 再生利用率  
委託量

⑬ 热回収認定業者への処  
理委託量

—

⑭ 热回収認定業者以外の  
热回収を行う業者  
への処理委託量

—

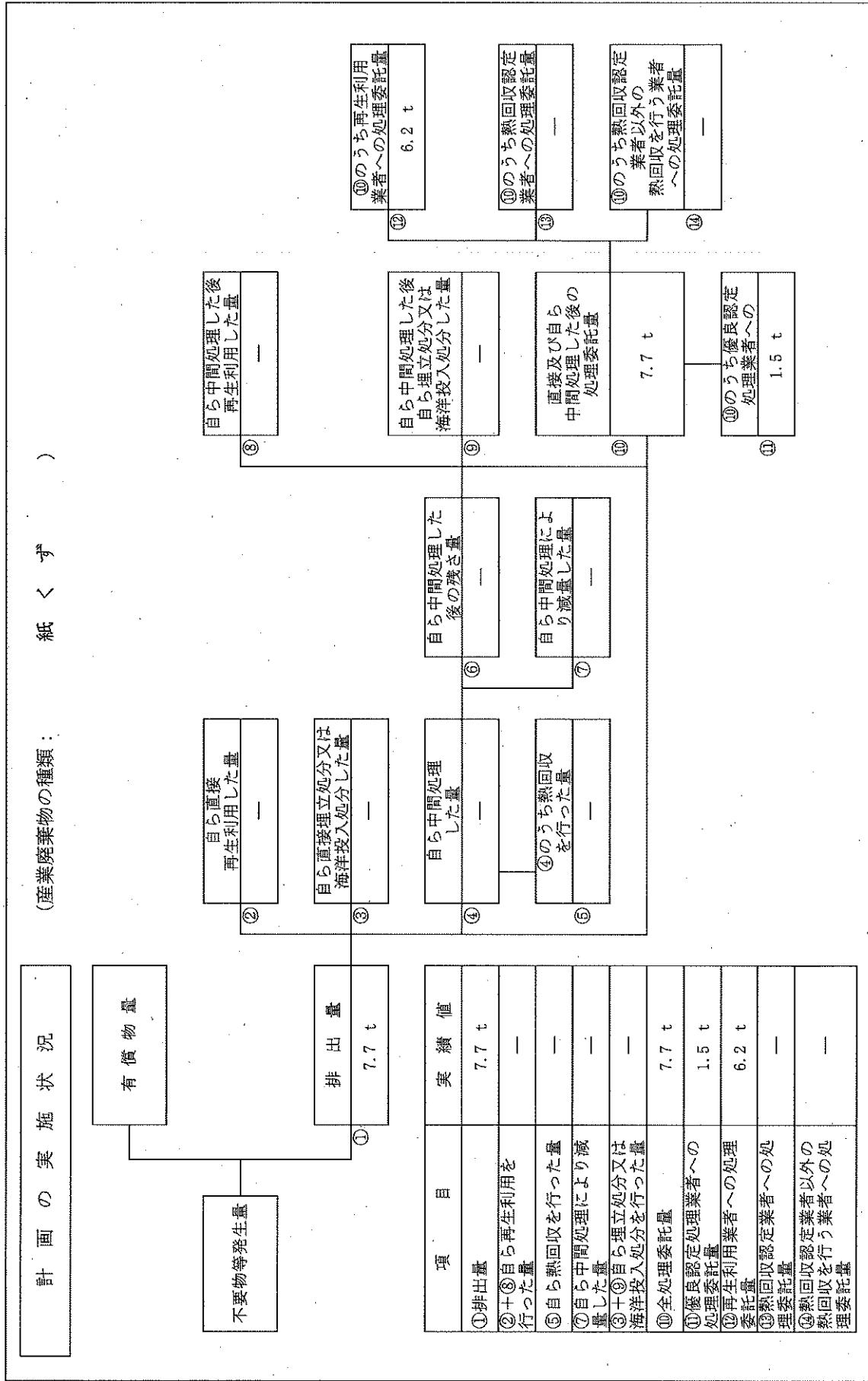
(第2面)

## 計画の実施状況

### (産業廃棄物の種類)

紙すく( )

1



計画実施状況

## (産業廃棄物の種類)

木 < 于 · )

(第2面)

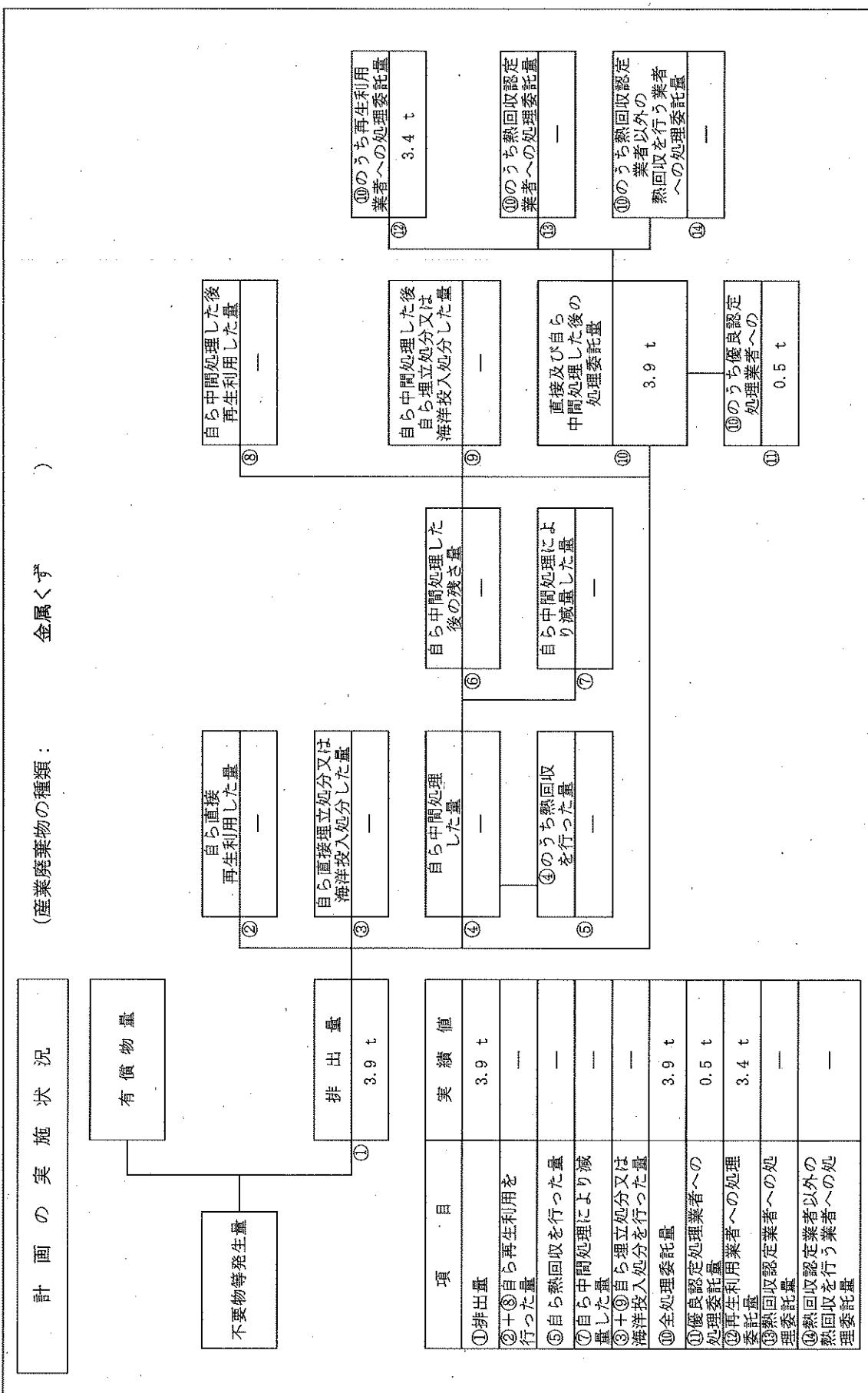
## 計画の実施状況

## (産業廃棄物の種類)

纖維(一)

(第2面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類)	繊維くず
項目	有償物量	不要物等発生量	
①排出量	① 0.014 t		
②自ら直接再生利用した量	② —		
③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③ —		
④自ら中間処理した量	④ —		
⑤④のうち熱回収を行った量	⑤ —		
⑥自ら中間処理した後の残さ量	⑥ —		
⑦自ら中間処理により減量した量	⑦ —		
⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑧ —		
⑨自ら中間処理した後海上投入処分した量	⑨ —		
⑩直接及び自ら中間処理した後の中間処理業者への委託量	⑩ 0.014 t		
⑪⑪のうち優良認定業者への処理委託量	⑪ 0.014 t		
⑫⑫再生利用業者への処理委託量	⑫ 0.000 t		
⑬⑬熱回収認定業者への処理委託量	⑬ —		
⑭⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑭ —		
⑮⑮のうち再生利用率業者への処理委託量	⑮ 0.000 t		
⑯⑯のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑯ —		
⑰⑰のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑰ —		

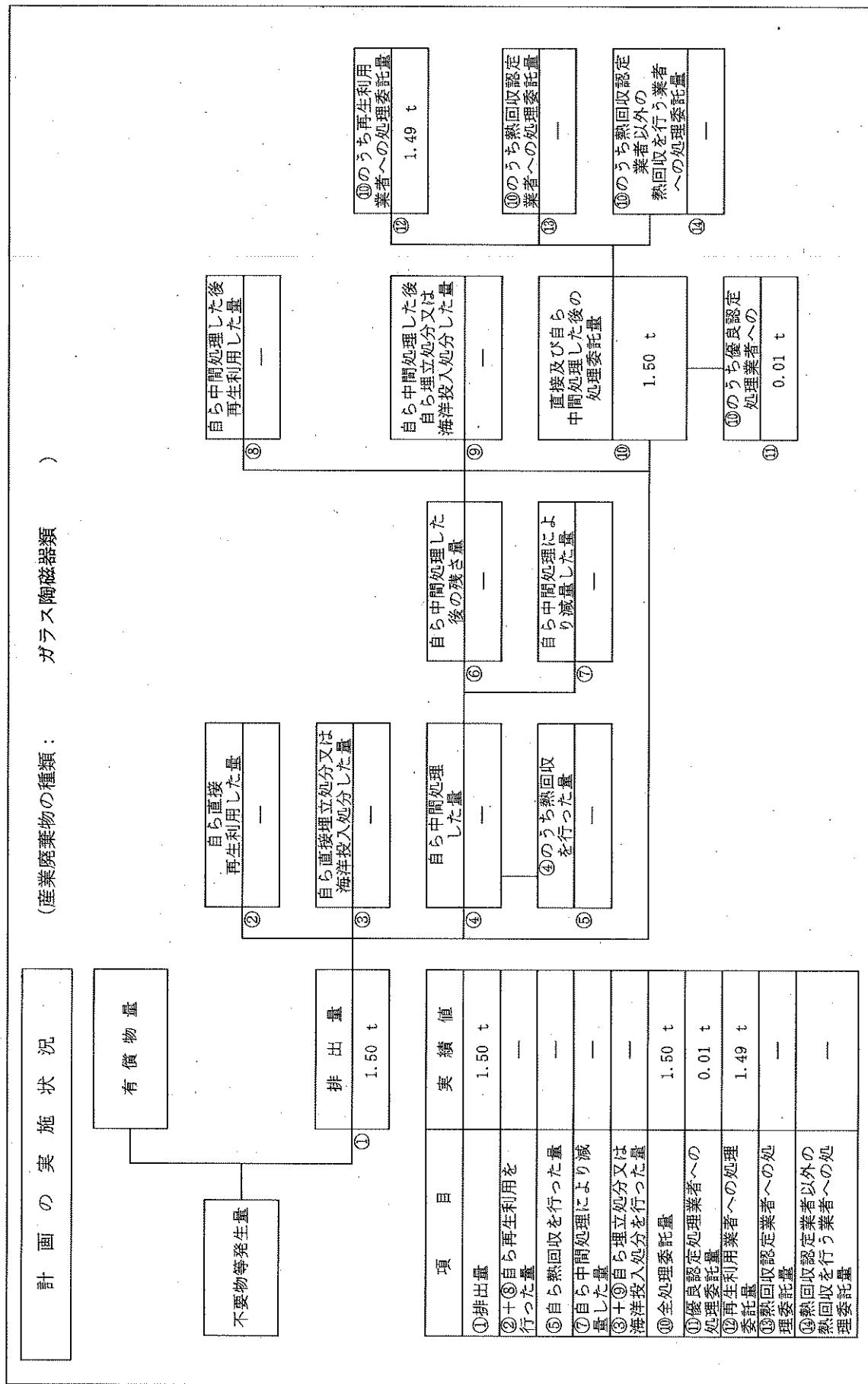


## 計画の実施状況

## (産業廃棄物の種類：

ガラス陶磁器類

卷之三



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：  
がれき類)

有価物量

不要物等発生量

自ら直接  
再生利用した量  
② —

自ら中間処理した後  
再生利用した量  
⑥ —

自ら直接埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
③ —

自ら中間処理した  
後の残さ量  
④ —  
⑥ —

自ら中間処理した後  
再生利用した量  
⑪のうち再生利用  
業者への処理委託量  
⑫ 299.9 t

自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
⑨ —

自ら中間処理した後  
再生利用した量  
⑪のうち再生利用  
業者への処理委託量  
⑫ 299.9 t

自ら中間処理によ  
り減量した量  
⑤ —  
⑦ —

自ら中間処理した後  
再生利用した量  
⑪のうち再生利用  
業者への処理委託量  
⑫ 299.9 t

直接及び自ら  
中間処理した後の  
処理委託量  
⑩ —  
301.1 t

直接及び自ら  
中間処理した後の  
処理委託量  
⑪のうち熱回収認定  
業者以外の  
熱回収を行う業者  
への処理委託量  
⑫ —

直接及び自ら  
中間処理した後の  
処理委託量  
⑪のうち熱回収認定  
業者への  
処理委託量  
⑫ 1.2 t

)

(第2面)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

建設混合産業物

有償物量

不要物等発生量

排出量  
① 3.3 t

項目	実績値
①排出量	3.3 t
②+③自ら再生利用を行った量	—
⑤自ら熱回収を行った量	—
⑦自ら中間処理により減量した量	—
⑨自ら埋立処分を行った量	—
⑪全処理委託量	3.3 t
⑬優良認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭再生利用業者への処理委託量	3.3 t
⑮熱回収認定業者への処理委託量	—
⑯熱回収を行う業者への処理委託量	—

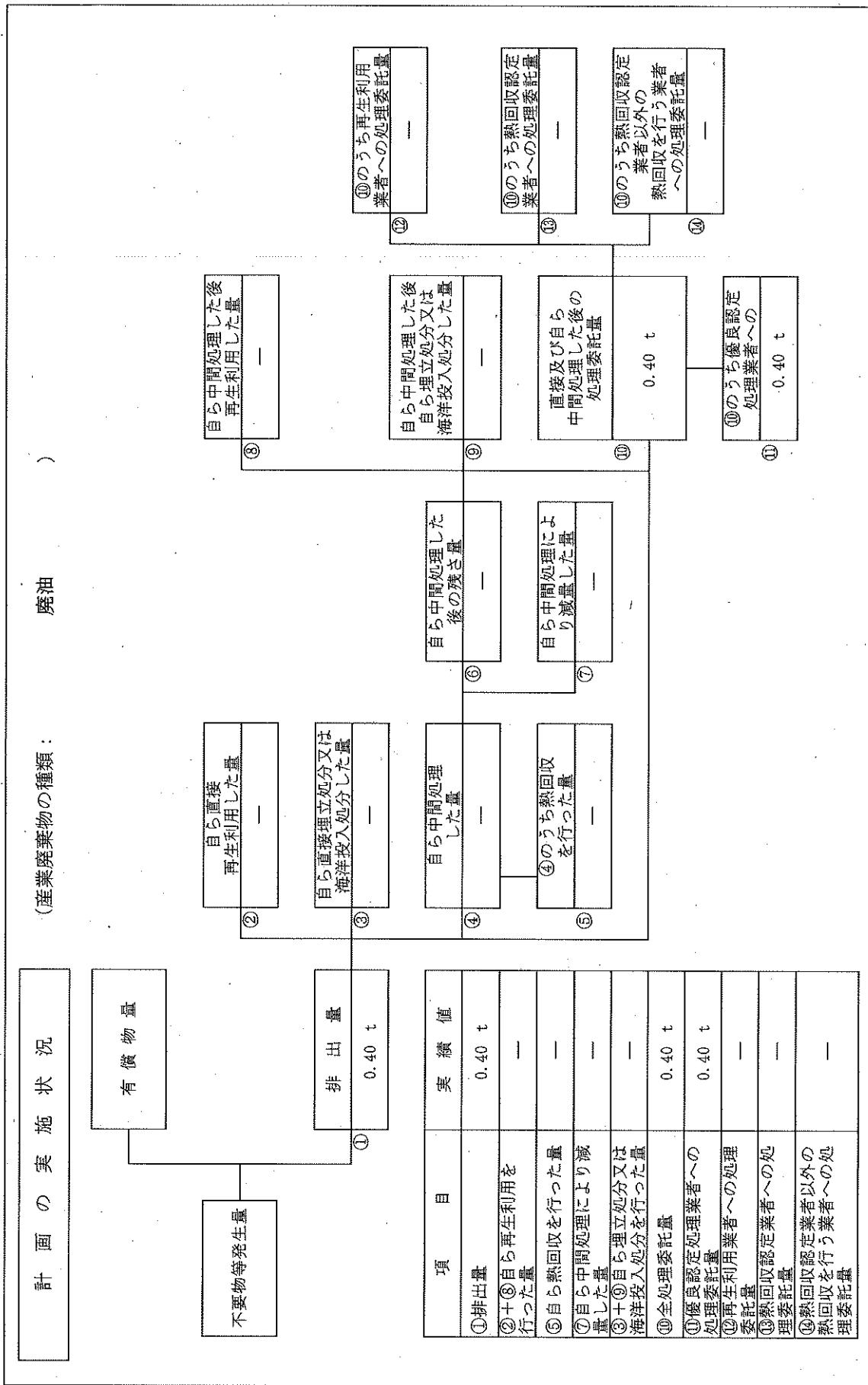
項目	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後の残さ量
④自ら中間処理した量	—	⑥—
④のうち熱回収を行った量	—	⑦—
⑧自ら中間処理による減量	—	—
⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	3.3 t	⑪—

⑫自ら中間処理した後再生利用した量 ⑥—	⑬のうち再生利用業者への処理委託量 ⑫ 3.3 t
⑭のうち直接埋立処分又は海洋投入処分した量 ③—	⑮のうち直接埋立処分又は海洋投入処分した量 ⑭—
⑮のうち中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ⑤—	⑯のうち中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ⑮—
⑯のうち直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ⑪ 3.3 t	⑰のうち直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ⑯—
⑰のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量 ⑪—	⑱のうち熱回収認定業者への処理委託量 ⑰—
⑱のうち優良認定業者への処理委託量 ⑪ 0.0 t	⑲のうち優良認定業者への処理委託量 ⑱—

計画の実施状況

### (産業廃棄物の種類)

卷之三



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。